



2026年7月24日

各位

会社名 株式会社 岩手銀行
代表者名 取締役頭取 岩山 徹
(コード番号 8345 東証プライム市場)
問合せ先 総合企画部長 高橋 真
(TEL 019-623-1111)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年8月24日
(2) 処分する株式の種類及び数	当行普通株式 13,800 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,243 円
(4) 処分総額	30,953,400円
(5) 割当予定先	取締役4名(※) 11,800株 常務執行役員2名 2,000株 ※ 監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。

2. 処分の目的及び理由

当行は、2024年5月14日開催の取締役会において、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主のみならずとの一層の価値共有を進めることを目的として、当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下同じ。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議いたしました。

また、2024年6月26日開催の第142期定時株主総会において、①譲渡制限付株式報酬制度に基づき、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給し又は報酬等として譲渡制限付株式を付与することとし、その譲渡制限期間は、当該株式の交付日から当該取締役が当行の取締役その他当行取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当行の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当行の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと、③譲渡制限付株式報酬制度により発行又は処分される当行の普通株式の総数は年間200,000株(※)以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額80百万円以内とすること等につきご承認をいただいております。

また、当行は、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主のみならずとの一層の価値共有を進めることを目的として、当行の常務執行役員にも取締役と同様の譲渡制限付株式報酬制度（以下、取締役向けの譲渡制限付株式報酬制度と合わせて「本制度」という。）を導入することを決定いたしました。

今般、当行は、本日開催の取締役会において、当行の取締役４名（以下「対象取締役」という。）及び当行の常務執行役員２名（以下「対象執行役員」といい、「対象取締役」と併せて「対象役員」という。）に対し、本制度の目的、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計 30,953,400 円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当行の普通株式 13,800 株を処分することを決議いたしました。

なお、本自己株式処分により処分される株式数の発行済株式総数（2026 年 3 月 31 日時点）に占める割合は、0.02%と軽微であり、譲渡制限付株式を付与する目的等に照らして合理的であると考えております。

（※）当行は 2026 年 4 月 1 日を効力発生日として普通株式 1 株につき 4 株の割合をもって株式分割を行いました。株式数は当該株式分割後の株式数を記載しています。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当行と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

対象役員は、2026 年 8 月 24 日（払込期日）から当行の取締役又は執行役員のいずれも退任する日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当行の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

払込期日の直前の当行定時株主総会の日から翌年に開催される当行定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、①対象取締役については、当行の取締役の地位に、また、②対象執行役員については、当行の常務執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供期間において、死亡その他当行の取締役会が正当と認める理由により、対象取締役である場合は当社の取締役を、対象執行役員である場合は当社の常務執行役員を退任した場合、譲渡制限期間の満了の直後の時点をもって、本株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

（３）当行による無償取得

当行は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要しない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合には、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年7月23日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当行の普通株式の終値である2,243円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当行の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上